

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 1 0 0 号	熊谷市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1
第 1 0 1 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	職 員 課	2



議案第100号

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第101号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊谷市一般職職員の給与に関する条例(平成17年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第11項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

一般職職員の期末手当支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。